

平成20年3月12日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 株式会社BBH

(URL http://www.bbank.co.jp)

代表者名 代表取締役社長 田原 弘之

(コード番号:3719)

問合せ先 執行役員 江口 航

電話番号: 03-3348-8380

株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成20年3月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成20年3月27日開催予定の当社第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社は役員退職慰労金制度が未整備であるため、当該制度を整備し、当社取締役の各職務に対する意欲や意識を一層高めるため、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 各新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 400,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権1個当

りの目的となる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本 の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整 する。

(2) 新株予約権の総数

400 個を上限とする。 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)

(3) 新株予約権の払込金額 無償とする。

(4) 行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに付与株式数を乗じて得た金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を割当てる日から30年以内の期間

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 上記(5) に関わらず、退任日、定年退職日及びその他取締役会が正当な理由があると認めた事由により、取締役の地位を喪失した日の翌日から1年を経過した日後5年間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使に係る新株予約権割当ての日以降、 破産宣告を受けていないこと、法令並びに当社の内部規律に違反する行為がないことを要する。
 - ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。
 - ④ 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (7) 新株予約権の取得事由

当社は新株予約権の割当を受けた者が、上記(6)①に定める期間内に新株予約権を行使しなかったとき、上記(6)②に定める規定に該当しなくなったとき、当社が消滅会社となる合併契約書、吸収分割契約書もしくは新設分割計画が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案及び株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を必要とする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規 則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算 の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をも とにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(11) 細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。

以上